

令和 7 年長審第 3 号

裁 決
遊漁船 A 乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A 船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 6 月 1 3 日 0 4 時 0 9 分

佐賀県波多津漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船 A

総 ト ン 数 3.3 トン

登 録 長 9.70 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 235キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成24年12月に進水した、最大とう載人員が船員2人及び旅客8人のFRP製小型兼用船で、船首部及び船尾部に各甲板を設け、船体中央部の船首寄りに客室を、同船尾寄りに客室に通じる操舵室をそれぞれ配し、同室前部にレーダー、魚群探知機兼用のGPSプロッター、機関回転計、舵輪、機関遠隔操縦レバー等を装備し、舵輪後方に操縦席を備えていた。

(2) 波多津漁港等

波多津漁港は、長崎及び佐賀の両県にまたがり大小多数の島が点在して湾形が複雑な伊万里湾の湾奥に位置し、北方を港口とする漁港で、北方沖合に右舷標識の伊万里平瀬灯標（以下「平瀬灯標」という。）が設置され、平瀬灯標南方沖合に多数の暗礁（以下「平瀬灯標南方沖合の浅所」という。）が存在していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和6年6月12日13時30分波多津漁港を発し、長崎県生月島西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、昼夜を問わず、波多津漁港と生月島周辺水域の釣り場との間における航行経験を多数回有していたことから、平瀬灯標付近の水路事情を承知していた。そして、同人は、平瀬灯標南方沖合の浅所を表示することができるようにGPSプロッターを0.5海里レンジとして作動させ、同プロッターを活用して平瀬灯標南方沖合の浅所との相対位置関係を把握しながら平瀬灯標を通

過していた。

a 受審人は、レーダー及びGPSプロッターをともに0.5海里レンジとして作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、平瀬灯標を通過し、伊万里湾を経てレーダー及びGPSプロッターをともに1.5海里レンジに切り替え、15時00分生月島西方沖合の釣り場に到着して遊漁を行わせたのち、釣り客3人を客室に、別の釣り客3人を船尾部甲板にそれぞれ待機させ、翌13日02時50分同釣り場を発進して帰途についた。

a 受審人は、伊万里湾に至り、レーダー及びGPSプロッターをともに0.5海里レンジに切り替え、操舵室後部囲壁出入口を開け、04時05分僅か前平瀬灯標から298度（真方位、以下同じ。）1.1海里の地点で、平瀬灯標の灯光を一見して針路を127度に定め、14.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、針路を定めた直後、船尾部甲板に待機させていた釣り客1人から声を掛けられ、平瀬灯標の灯光が遠くに見えていたこともあり、その釣り客と会話を始めつつ続航した。

a 受審人は、04時07分平瀬灯標から289.5度1,090メートルの地点に達したとき、前方の平瀬灯標南方沖合の浅所まで900メートルのところとなり、その後平瀬灯標南方沖合の浅所に向首接近する状況であったが、後方に視線を向けて釣り客と会話をすることに気をとられ、GPSプロッターを活用して平瀬灯標南方沖合の浅所との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、後方に視線を向けたまま釣り客と会話を続けるなか、平瀬灯標南方沖合の浅所に向首進行し、04時08分

少し過ぎ平瀬灯標から274度600メートルの地点に至ったところで会話を終え、ふと前方に視線を向けたところ、平瀬灯標の灯光を左舷船首方に認め、危険を感じて左転を開始したものの、及ばず、04時09分平瀬灯標から245度300メートルの地点において、Aは、船首が086度を向いたとき、原速力で、平瀬灯標南方沖合の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、携帯電話で親族に救助を要請し、急行した小型船舶に全釣り客を移乗させて波多津漁港に向かわせたのち、別の小型船舶でAを同漁港に引き付けた。

乗揚の結果、推進器翼、推進器軸、舵軸に曲損等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、波多津漁港北方沖合において、帰港中、平瀬灯標を通過する際、船位の確認が不十分で、平瀬灯標南方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、波多津漁港北方沖合において、帰港中、平瀬灯標を通過する場合、平瀬灯標付近の水路事情を承知していたから、平瀬灯標南方沖合の浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して平瀬灯標南方沖合の浅所との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、後方に視線を向けて釣り客と会話することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、平瀬灯標南方沖合の浅所に向首接近する状況に気付かず進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じ

させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 7 月 1 7 日

長崎地方海難審判所

審 判 官 永 木 俊 文